

○財務省告示第三十六号

税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）第二条第一項第二号の規定に基づき、税関関係手数料令第二条第一項第二号に規定する電子情報処理組織を使用することのできる者を定める件（平成十六年三月財務省告示第百八十七号）の一部を次のように改正し、平成二十二年二月二十二日から適用する。

平成二十二年二月一日

財務大臣 菅 直人

本則中「又は税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）第四条第二項（電子情報処理組織による申請等）の規定による通知及び提供を受けた者」を削る。